

訓練等給付費に係る支給決定の更新に係る事業者意見書の提出等について 新旧対照表

改正前	改正後	備考
<p style="text-align: right;">札幌第 825 号 令和元年（2019 年）5 月 21 日</p> <p>訓練等給付費の支給決定の更新に係る事業者意見書の提出等について</p> <p>平素から、札幌市の障がい福祉行政にご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。</p> <p>訓練等給付費に係る支給決定の更新に際しては、サービスの長期化を回避するために定められている標準利用期間を念頭に置くほか、サービスの利用継続の必要性について、十分な評価・検討を行うこととされております。</p> <p>また、標準利用期間が設定されているサービスについては、当該期間を超えてサービスの利用継続が必要な場合、市町村審査会（以下「審査会」という。）の個別協議を経て、必要性が認められた場合に、最大 1 年間の支給決定の更新（以下「再更新」という。）が可能であり、この再更新は、原則 1 回（宿泊型自立訓練を除く）とされておりますが、本市では、真にやむを得ない場合については、再更新後であっても、更なる支給決定の更新（以下「特例更新」という。）を認めているところです。</p> <p>平成 30 年 4 月の法改正に伴い、新たなサービスとして自立生活援助が創設されたことから、再更新及び特例更新に係る取扱いを定めるとともに、関連通知の一本化を行いましたので、下記のとおり通知いたします。関係職員にご周知くださいますようお願いいたします。</p> <p>なお、本通知は、5-(1)~(4)に係る通知を取りまとめ、自立生活援助の取扱いを追加したものであり、自立生活援助以外のサービ</p>	<p style="text-align: right;">札幌第 825 号 令和元年（2019 年）5 月 21 日 <u>（令和 3 年（2021 年）4 月 28 日 一部改正）</u></p> <p>訓練等給付費の支給決定の更新に係る事業者意見書の提出等について</p> <p>平素から、札幌市の障がい福祉行政にご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。</p> <p>訓練等給付費に係る支給決定の更新に際しては、サービスの長期化を回避するために定められている標準利用期間を念頭に置くほか、サービスの利用継続の必要性について、十分な評価・検討を行うこととされております。</p> <p>また、標準利用期間が設定されているサービスについては、当該期間を超えてサービスの利用継続が必要な場合、市町村審査会（以下「審査会」という。）の個別協議を経て、必要性が認められた場合に、最大 1 年間の支給決定の更新（以下「再更新」という。）が可能であり、この再更新は、原則 1 回（宿泊型自立訓練及び自立生活援助を除く）とされておりますが、本市では、真にやむを得ない場合については、再更新後であっても、更なる支給決定の更新（以下「特例更新」という。）を認めているところです。</p> <p><u>平成 30 年 4 月の法改正に伴い、新たなサービスとして自立生活援助が創設されたことから、再更新及び特例更新に係る取扱いを定めるとともに、関連通知の一本化を行いましたので、つきましては、訓練等給付費に係る支給決定の更新、再更新及び特例更新に係る取扱いについて、下記のとおり通知いたします。関係職員にご周知くださいますようお願いいたします。</u></p> <p>なお、本通知は、5-(1)~(4)に係る通知を取りまとめ、自立生活</p>	<p>報酬改定に伴う 字句整理</p> <p>字句整理</p>

改正前	改正後	備考
<p>スに係る取扱いに変更はありません。</p> <p>1 支給決定の更新に係る取扱い（再更新及び特例更新を除く）</p> <p>(1) 対象サービス 自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援</p> <p>(2) 手続きの流れ</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (中略)</p> <p>(ア) 自立訓練、就労移行支援、就労定着支援</p> <p>(イ) (略)</p> <p>2 再更新に係る取扱い</p> <p>(1) 対象サービス 自立訓練、就労移行支援、自立生活援助</p> <p>(2) 手続きの流れ ア～イ (略)</p>	<p>援助の取扱いを追加したものであり、自立生活援助以外のサービスに係る取扱いに変更はありません。</p> <p>1 支給決定の更新に係る取扱い（再更新及び特例更新を除く）</p> <p>(1) 対象サービス 自立訓練 <u>(機能訓練・生活訓練)</u>、<u>宿泊型自立訓練</u>、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援</p> <p>(2) 手続きの流れ</p> <p>ア (現行のとおり)</p> <p>イ (現行のとおり)</p> <p>(ア) 自立訓練 <u>(機能訓練・生活訓練)</u>、<u>宿泊型自立訓練</u>、就労移行支援、就労定着支援</p> <p>(イ) (現行のとおり)</p> <p>2 再更新に係る取扱い</p> <p>(1) 対象サービス 自立訓練 <u>(機能訓練・生活訓練)</u>、<u>宿泊型自立訓練</u>、就労移行支援、自立生活援助</p> <p>(2) 手続きの流れ ア～イ (現行のとおり)</p> <p><u>ウ 留意事項</u></p> <p><u>自立訓練（機能訓練・生活訓練）及び就労移行支援においては、再更新は原則1回とされているが、宿泊型自立訓練及び自立生活援助においては、複数回の再更新が認められている。</u></p> <p><u>宿泊型自立訓練及び自立生活援助において、複数回の再更新が必要と考えられる場合は、都度、再更新に係る事業者意見書を区保健福祉部へ提出すること。</u></p>	<p>備考</p> <p>字句整理</p> <p>字句整理</p> <p>字句整理</p> <p>報酬改定及び宿泊型自立訓練の取扱いの明文化に伴う追加</p>

改正前	改正後	備考
<p>3 特例更新に係る取扱い</p> <p>(1) 対象サービス 自立訓練、就労移行支援、自立生活援助</p> <p>(2) 手続きの流れ ア～ウ (略) エ 留意事項 特例更新は、標準利用期間や再更新が原則1回(宿泊型自立訓練を除く)であることなどの制度趣旨を踏まえ、真にやむを得ないと認められる事由でなければ、認められない。</p> <p>4 (略)</p> <p>(1)～(2) (現行のとおり)</p> <p>(3) 特例更新に係る事業者意見書</p> <p>5 (略)</p>	<p>3 特例更新に係る取扱い</p> <p>(1) 対象サービス 自立訓練 <u>(機能訓練・生活訓練)</u>、<u>宿泊型自立訓練</u>、就労移行支援、自立生活援助</p> <p>(2) 手続きの流れ ア～ウ (現行のとおり) エ 留意事項 特例更新は、標準利用期間や再更新が原則1回(宿泊型自立訓練<u>及び自立生活援助</u>を除く)であることなどの制度趣旨を踏まえ、真にやむを得ないと認められる事由でなければ、認められない。</p> <p>4 添付資料</p> <p>(1)～(2) (現行のとおり)</p> <p>(3) <u>特例更新に係る事業者意見書</u></p> <p>5 (現行のとおり)</p>	<p>報酬改定に伴う 字句整理</p> <p>報酬改定に伴う 字句整理</p> <p>報酬改定に伴う 様式修正</p>